

「四国へんろ道文化」世界遺産化の会 会則

(令和3年6月21日 改正)

(名称)

第一条

本会は、「四国へんろ道文化」世界遺産化の会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第二条

本会は、私たちの住む四国で発祥し、千二百年にわたって継承されてきている「四国へんろ道文化」の普遍的価値について学び、行動し、検証して、私たちのまち・むらをより豊かで魅力的な地域社会に変革する運動に導く一方で、比類なき循環型巡拝路としての文化遺産の現代的意義と価値を世界に情報発信する。ユネスコの理念である差別や格差無き平和な世界の実現を目指し、多様性を尊重し、人と人、人と社会、人と自然の共存・共生社会への道筋を示す平和的シンボルとして、四国遍路の世界文化遺産登録をめざす。

(事業)

第三条

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) へんろ道文化の学習・研究及び啓発事業
- (2) へんろ道文化を活用した地域活性化活動事業
- (3) 遍路道の保全維持管理及びそれに類する支援事業
- (4) 世界文化遺産登録活動に関する事業
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事項
- (6) 主な事業については実行委員会を設け、世話人会での議決を得て実行委員長が事業を統括する。

(会員及び会費)

第四条

本会は趣旨に賛同する会員をもって構成することとし、次の会費を納めるものとする。

総会での議決権は一般会員および法人・団体会員に付与する。

- | | | |
|--------------|------|-----|
| (1) 一般会員（個人） | 年間1口 | 3千円 |
| (2) 法人・団体会員 | 年間1口 | 1万円 |
| (3) 賛助会員（個人） | 年間1口 | 1千円 |

2 会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。但し、年会費は返還しない。

3 会員が、次の各号に該当する時は、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 会費を3年以上納入しないとき
- (3) 本会運営趣旨に著しく違反する言動があるときは、世話人会の議決で退会とすることができる。

(役員の種類及び選任)

第五条

本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-------|
| (1) 代表世話人 | 1名 |
| (2) 副代表世話人 | 3名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 世話人 | 35人程度 |
| (6) 監事 | 2名 |

2 世話人及び監事は、総会において会員の中から選任する。ただし、欠員が生じた場合は世話人会の議決において補任することができる。

3 代表世話人、副代表世話人、事務局長及び会計は、世話人の互選による。

4 本会に代表世話人の諮問に応ずるため、顧問及び相談役を若干名置くことができる。顧問及び相談役は、世話人会の議決を経て代表世話人が委嘱する。

(役員職務)

第六条

代表世話人は本会を代表し、会務を総理する。

2 副代表世話人は、代表世話人を補佐し、代表世話人に事故あるとき又は欠けたとき、あらかじめ代表世話人が指名した順序で、その職務を代行する。

3 事務局長は、代表世話人を補佐し、事務局を統括する。

4 会計は、会計経理を行い、事務局長を補佐する。

5 世話人は、世話人会を構成し、本会の通常会務を協議・決定し執行する。また、第三条の事業で重要な項目に於いては、世話人会の中に実行委員会を設置することができる。実行委員長は互選で選び、委員長はその事業を主体的に遂行する。

6 前項の規定にかかわらず緊急を要する場合には、代表世話人および副代表世話人と事務局長が協議して処理を行う。

7 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第七条

役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(総会)

第八条

総会は、通常総会及び臨時総会とし、代表世話人が招集する。

2 通常総会は、年1回開催するものとする。

3 事業計画及び収支予算の決定ほか重要な事項については、総会の議決を経るものとする。なお、議決は出席会員の過半数とする。

(会計年度)

第9条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第10条

本会の事務局は、代表世話人の指定する場所に置く。

(委任)

第11条

この会則に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て代表世話人が定める。

附則

1 この会則は、平成12年9月23日から施行する。

2 本会の設立当初の役員については、この会則の規定にかかわらず、設立発起人会で選任する。

(平成14年6月15日)

(平成20年6月22日)

(平成22年4月24日)

(平成23年4月16日)

(令和3年6月21日)

(改正)